

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

佐賀県知事 古川 康

## ◎佐賀県条例第38号

### 旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和33年佐賀県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>旅館業法施行条例 (趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する施設、法第3条第4項（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により知事が意見を求める者、法第4条第2項に規定する宿泊者の衛生に必要な措置の基準、法第5条第3号に規定する宿泊を拒むことができる事由等について定めるものとする。</p> <p>(客室の定員等)</p> <p><b>第9条 略</b></p> <p>2 客室の入口には、室番号又は室名を表示しなければならない。</p> <p>(浴室等の衛生措置)</p> <p><b>第10条</b> 浴室については、次の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 浴室には、清浄な<u>湯水</u>を十分に供給すること。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(洗面所及び便所の衛生措置)</p>	<p>旅館業に関する条例 (趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）に規定する施設、法第3条第4項（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により知事が意見を求める者、法第4条第2項に規定する宿泊者の衛生に必要な措置の基準、法第5条第3号に規定する宿泊を拒むことができる事由等について定めるとともに、法第3条第1項の許可の基準等について定めるものとする。</p> <p>(客室の定員等)</p> <p><b>第9条 略</b></p> <p>2 客室の入口には、室番号又は室名を表示しなければならない。 <u>ただし、施設の構造上その必要がないと認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(浴室等の衛生措置)</p> <p><b>第10条</b> 浴室については、次の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 浴室には、清浄な<u>湯及び水</u>を十分に供給すること。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(洗面所及び便所の衛生措置)</p>

改正前	改正後
<p><b>第11条</b> 洗面所及び便所については、次の措置を講じなければならぬ。</p> <p>(1) 洗面所の湯水は、飲用に適するものを十分に供給すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 洗面所及び便所は、毎日清掃し、常に清潔にしておくこと。 (その他の衛生措置)</p> <p><b>第12条</b> 前各条に規定するほか、営業施設について講じなければならない措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 宿泊者が<u>伝染性の病気</u>にかかっていることが明らかになつたとき又はその<u>疑い</u>があるときは、その使用した客室、寝具及び器具類を完全に消毒すること。</p> <p>(2) <u>従業者が伝染性の病気にかかったとき又はその疑いがあるときは、営業に従事させないこと。</u></p> <p>(構造設備の基準)</p> <p><b>第15条</b> 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第11号に規定するホテル営業施設に係る構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 浴室及び脱衣室の基準 ア～オ 略 カ 浴室に供給される<u>湯水</u>が飲用に適さない場合は、その給湯栓又は給水栓の周囲の見やすい箇所に、飲用に適さない旨の表示をすること。</p>	<p><b>第11条</b> 洗面所及び便所については、次の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 洗面所には、飲用に適する湯又は水を十分に供給すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 洗面所及び便所は、清掃し、常に清潔にしておくこと。 (その他の衛生措置)</p> <p><b>第12条</b> 前各条に規定するほか、営業施設について講じなければならない措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 宿泊者が、<u>感染性の疾病</u>であって当該疾病にかかつた場合の症状の程度が重篤であるものにかかっていることが明らかになつたとき又はその<u>疑い</u>があると認められるときは、その使用した客室、寝具及び器具類を完全に消毒すること。</p> <p>(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する感染症の患者及び無症状病原体保有者並びにその疑いのある者を、当該感染症を公衆にまん延させるおそれがなくなるまでの間、業務に従事させないこと。</p> <p>(構造設備の基準)</p> <p><b>第15条</b> 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第11号に規定するホテル営業施設に係る構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 浴室及び脱衣室の基準 ア～オ 略 カ 浴室に供給される<u>湯又は水</u>が飲用に適さない場合は、その給湯栓又は給水栓の周囲の見やすい箇所に、飲用に適さない旨の表示をすること。</p>

改正前	改正後
<p>(3) 略</p> <p>(4) その他の基準 ア 定員に応じ適當な広さのフロント及び調理場を有すること。 イ・ウ 略</p> <p>2 政令第1条第2項第10号に規定する旅館営業施設に係る構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 浴室及び脱衣室の基準 ア～オ 略 カ 浴室に供給される湯水が飲用に適さない場合は、その給湯栓又は給水栓の周囲の見やすい箇所に、飲用に適さない旨の表示をすること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) その他の基準 ア 定員に応じ適當な広さの玄関帳場及び調理場を有すること。 イ・ウ 略</p> <p>3 政令第1条第3項第7号に規定する簡易宿所営業施設に係る構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) その他の基準 ア 定員に応じ適當な広さの調理場を有すること。 イ 洗面所には、給水設備及び耐水性材料を使用した洗面設備を設けること。</p> <p>4 政令第1条第4項第5号に規定する下宿営業施設に係る構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) その他の基準</p>	<p>(3) 略</p> <p>(4) その他の基準 ア 定員に応じ適當な広さのフロントを有すること。 イ・ウ 略</p> <p>2 政令第1条第2項第10号に規定する旅館営業施設に係る構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 浴室及び脱衣室の基準 ア～オ 略 カ 浴室に供給される湯又は水が飲用に適さない場合は、その給湯栓又は給水栓の周囲の見やすい箇所に、飲用に適さない旨の表示をすること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) その他の基準 ア 定員に応じ適當な広さの玄関帳場を有すること。 イ・ウ 略</p> <p>3 政令第1条第3項第7号に規定する簡易宿所営業施設に係る構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) その他の基準 洗面所には、給水設備及び耐水性材料を使用した洗面設備を設けること。</p> <p>4 政令第1条第4項第5号に規定する下宿営業施設に係る構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) その他の基準</p>

改正前	改正後
<p><u>ア 定員に応じ適當な広さの調理場を有すること。</u></p> <p><u>イ 洗面所には、給水設備及び耐水性材料を使用した洗面設備を設けること。</u></p>	<p>洗面所には、給水設備及び耐水性材料を使用した洗面設備を設けること。  <u>(許可の基準)</u></p> <p><u>第15条の2 知事は、法第3条第2項に規定する場合のほか、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法第3条第1項の許可を与えないことができる。</u></p> <p>(1) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）</u></p> <p>(2) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）</u></p> <p>(3) <u>暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u></p> <p>(4) <u>自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</u></p> <p>(5) <u>暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</u></p> <p>(6) <u>暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</u></p> <p>(7) <u>暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</u></p> <p>(8) <u>役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外</u></p>

改正前	改正後
	<p>の者で営業所を代表するものをいう。)に第2号から前号までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人</p> <p>(9) 第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人 (準用)</p> <p><b>第15条の3</b> 前条の規定は、法第3条の2第1項の承認について準用する。この場合において、前条各号列記以外の部分中「法第3条第2項」とあるのは「法第3条の2第2項の規定により準用する法第3条第2項」と、「申請者」とあるのは「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該旅館業を承継する法人」と、「法第3条第1項の許可」とあるのは「法第3条の2第1項の承認」と、同条第8号中「役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）に第2号から第7号までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人」とあるのは「役員等（役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者をいう。）に第2号から第7号までに掲げる者がいる法人」と、同条第9号中「法人その他の団体又は個人」とあるのは「法人」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前条の規定は、法第3条の3第1項の承認について準用する。この場合において、前条各号列記以外の部分中「法第3条第2項」とあるのは「法第3条の3第3項の規定により準用する法第3条第2項」と、「法第3条第1項の許可」とあるのは「法第3条の3第1項の承認」と読み替えるものとする。</p>

改正前	改正後
	<p>(報告の徴収、立入検査等)</p> <p><b>第15条の4</b> 知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、営業者に対し、その営業に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (許可の取消し等)</p> <p><b>第15条の5</b> 知事は、法第8条に規定する場合のほか、営業者が第15条の2各号のいずれかに該当するに至ったときは、法第3条第1項の許可を取消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。 (処分の通知)</p> <p><b>第15条の6</b> 前条の規定による処分に係る佐賀県行政手続条例（平成7年佐賀県条例第28号）第15条第1項又は第29条の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の1週間前までにしなければならない。</p>

## 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、題名、第1条及び第15条の2から第15条の6までの改正規定は、平成26年6月1日から施行する。